

町の区域及び名称の変更案について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2の規定により、住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づく本市内の町の区域及び名称の変更に係る案を、つぎのとおり告示する。

なお、住居表示に関する法律第5条の2第2項の定めるところにより、この案に係る町の区域内に住所を有する者で、本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）の定めるところにより、この告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附してこの案に対する変更の請求をすることができる。

令和 元年 8月22日

市川市長 村越 祐民

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 住居表示実施予定区域 | 稲越町全域 |
| 2 町の区域及び名称の変更 | 別図「住居表示実施予定区域図」による |
| 3 住居表示実施予定期日 | 令和3年2月1日 |